毎週火・金曜日発行

教育委員会規則

目

次

ページ

○秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

○教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規 (四・教育庁総務課)……… (五・教育庁総務課) 1 i

○秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則 (六・高

校教育課)………………………………………1

教育委員会訓令

(二·教育庁総務課) 議会規則

○秋田県教育委員会行政組織規則施行規程を廃止する訓令

○秋田県議会会議規則の一部を改正する規則(一・議事課)

: 1

秋

○秋田県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規 程 (一・政務調査課) 2

教 育 委 員 会 規 則

公布する 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに

平成二十年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 伊 藤 美津子

秋田県教育委員会規則第四号

会規則第四号)の一部を次のように改正する。 秋田県教育委員会行政組織規則 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 (昭和六十一年秋田県教育委員

準備室」を加える 第三条第二項中 「施設整備室」の下に「及び総務事務センター

> 次の一号を加える 第四条第一項中第三十号を第三十一号とし、 第二十九号の次に

第四条に次の一項を加える 三十 総務事務センターの開設に関すること

事務を分掌する。 総務課総務事務センター準備室は、 第一項第三十号に掲げる

2

副校長は、

当該学校の教頭のうちから秋田県教育委員会が任

学校に、副校長を置くことができる

第十二条の三

(副校長)

四とし、第十二条の二の次に次の一条を加える。

第十二条の四を第十二条の五とし、

第十二条の三を第十二条の

3

第二十七条第二項から第四項までを削る。

号から第六号まで」を削る。 三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「の第二 第三十条第一項の表中第一号を削り、 第二号を第一号とし、 第

この規則は、 平成二十年四月一日から施行する

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を

平成二十年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 伊 藤

美津子

秋田県教育委員会規則第五号

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規

育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。 教育機関の管理及び運営に関する規則(昭和六十一年秋田県教

める に改め、同項第二号中「十一月一日」を「十月一日」に改める。 第四十六条の二中「館長」を「埋蔵文化財センターの長」に改 第三十三条第一項第一号中「十月三十一日」を「九月三十日」

第五十二条を次のように改める。

第五十二条 削除

十六条の二の改正規定は、公布の日から施行する。 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。 ただし、 第四

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布

平成二十年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 伊 藤 美津子

秋田県教育委員会規則第六号

則第二号)の一部を次のように改正する。 秋田県立高等学校管理規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規 秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

3 理する。 この規則は、 命する。 副校長は、 則 平成 校長を補佐し、 二十年四月一日から施行する。 校長の命を受けて校務の一部を掌

教 育 委 員 会 訓 令

秋田県教育委員会訓令第二号

各庁

中

地方

機

ように定める。 秋田県教育委員会行政組織規則施行規程を廃止する訓令を次の 各 教育機 関関般

秋田県教育委員会行政組織規則施行規程 平成二十年三月三十一日 秋田県教育委員会行政組織規則施行規程を廃止する訓令 秋田県教育委員会教育長 (昭和六十一年秋田県 均

教育委員会訓令甲第二号)は、

廃止する。

この訓令は、 平成二十年四月一日から施行する。

議 会 規 則

秋田県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十年三月三十 一日

秋田県議会議長 大野 忠右工門

秋田県議会規則第一号

秋田県議会会議規則(昭和三十二年秋田県議会規則第 秋田県議会会議規則の一部を改正する規則

号

の

部を次のように改正する。

げ」を「繰り上げ、」に改め、同条第二項中「繰り上げ. 第三十五条第一項中「午前十時」を「午前九時」に、 に、 「はかつて」を「諮つて」に改める。 「繰り上 繰

この規則は、 平成二十年四月一日から施行する。

次のとおり定める。

平成二十年三月三十一日

秋田県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程を秋田県議会告示第一号

議

会

告

示

購読料

金

印 刷

者

秋田市山王七丁目五番二十九号

E-mail:matsubara@matsubarainsatsuco.jp E-mail:matsubara@matsubarainsatsuco.jp

秋田市山王四丁目一番一号 月三千六百七十五円 (税込)